

住宅資金借換ローン（民保型）

（平成 23 年 5 月 2 日現在）

商品名	住宅資金借換ローン（民保型）
ご利用 いただける方	<p>○お借入時の年齢が 20 歳以上 65 歳以下であり、最終償還時の満年齢が 75 歳以下の方。</p> <p>○公的および民間金融機関の住宅ローン利用者で返済実績が 5 年以上（ステップ償還利用の場合は 7 年以上、また 2 度目の借換の場合は当初借入および前回借換のローン支払実績がトータルして 7 年以上）あり、かつ直近 1 年間の返済遅延のない方。</p> <p>○安定継続した収入がある方（前年度税込収入 250 万円以上）。</p> <p>○勤続年数 2 年以上の給与所得者および営業年数が 2 年以上の個人事業者の方。</p> <p>○団体信用生命共済に加入できる方。</p> <p>○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。</p> <p>○その他当 J A が定める条件を満たしている方。</p>
資金使途	<p>○他金融機関から借入中の住宅資金（当 J A 扱いの住宅金融支援機構等公的住宅資金を含む。）の借換資金とします。</p>
借入金額	<p>○50 万円以上 1,000 万円以内とし、1 万円単位とします。</p> <p>ただし、年間元利金ご返済額の前年度税込年収に対する割合が当 J A の定める範囲内であり、かつ借換対象資金の全額返済に必要な金額の範囲内とします。</p>
借入期間	<p>○6 ヶ月以上 20 年以内とします。</p> <p>ただし、借換対象資金の残存償還期間内とします。</p>
借入利率	<p>○次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>【固定変動選択型】 当初お借入時に、固定金利期間（3 年・5 年・10 年）をご選択いただきます。 選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。 固定金利期間終了時に、お申し出により、再度その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申し出がない場合は、変動金利に切り替わります。</p> <p>【変動金利型】 お借入時の利率は、当 J A が定める短期プライムレート（以下「基準金利」という。）を基準とする利率に一定の利率を上乗せまたは差引きして決定いたします。 お借入後の利率は、基準日（4 月 1 日および 10 月 1 日）の基準金利（当 J A が定める短期プライムレート）により、年 2 回見直しを行い、6 月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p>【固定金利型】 当初のお借入利率を完済時まで適用いたします。</p> <p>○金利等詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせ下さい。</p>

返済方法	<p>○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え6ヶ月ごとの特定月に増額して返済する）のいずれかをご選択いただけます。</p> <p>○変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、5年間のご返済額を変更いたしません。ご返済額の変更は5年ごとに行い、変更後のご返済額は変更前のご返済額の1.25倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していただきます。</p>
担保	<p>○不要です。</p> <p>ただし、本貸付により既存借入を返済し、借換対象物件の既存抵当権等を抹消していただきます。</p>
保証人	<p>○㈱ジャックスの保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。</p>
保証料	<p>○分割払いとなります。</p> <p>約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。</p> <p>なお、保証料率は年1.0%です。</p>
団体信用生命共済	<p>○団体信用生命共済（特約なし）にご加入いただきます。</p> <p>なお、共済掛金は当JAが負担いたします。</p>
手数料等	<p>○ご融資の際、31,500円の事務手数料（消費税等含む）が必要です。</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、全額繰上返済をされる場合やご返済条件を変更される場合は、次の事務手数料（消費税等含む）が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全額繰上返済の場合：【固定金利型：31,500円】 <li style="padding-left: 2em;">：【変動金利型：10,500円】 ・条件変更の場合：【5,250円】 <p>○借換に際し必要な諸費用については、別途実費を申し受けます。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または金融部（電話：0123-36-0601）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、北海道農業協同組合中央会が設置・運営する北海道JAバンク相談所（電話：011-232-5031）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部または北海道JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p style="text-align: center;">弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記北海道JAバンク相談所にお申し出ください。）</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますのであらかじめご了承下さい。</p> <p>○お申込にあたり、運転免許証等の本人確認書類・所得を確認できる書類・保険証等の勤務先確認書類・ご印鑑（口座届出に使用する印鑑）が必要となります。また、審査においてその他の書類が必要となる場合もあります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせ下さい。</p>